

非公式訳

投資委員会布告

第 Sor. 6/2565 号

件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づく

投資奨励対象業種表の改定増補

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名「投資奨励政策および基準」に引き続き、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資委員会は仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の 1ー7 類に下記の内容を追加し、業種、条件および恩典を以下の通り定める。

1 類 農業および農産品

業種	条件	恩典
1.27 エネルギー作物の植林	1. 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 2. 操業開始期限日までに、森林管理協議会（Forest Stewardship Council: FSC）、森林認証制度相互承認プログラム（Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC）、またはその他同等の規格など、適切な植林管理規格の認証を取得すること。	A 1
1.28 有機澱粉の製造（Organic Starch or Organic Flour）	操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM）、カナダ有機制度（Canada Organic Regime: COR）、国家有機プログラム（The National Organic Program: NOP）、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。	A 2
1.29 生澱粉の製造（Native Starch or Native Flour）	1. 水の再利用、大気汚染防止などの環境に配慮した技術を用いること。 2. 操業開始期限日までに、ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。	A 4
1.30 未来の食品の製造（Future Food）		

業種	条件	恩典
1. 30. 1 健康強調表示 (Health Claim) のある食品の製造 1. 30. 2 新規食品 (Novel Food) の製造 1. 30. 3 有機食品 (Organic Food) の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA) 、またはその他同等の機関により健康強調表示の承認を取得すること。 1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA) 、またはその他同等の機関により新規食品を登録すること。 1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM) 、カナダ有機制度 (Canada Organic Regime: COR) 、国家有機プログラム (The National Organic Program: NOP) 、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること	A 2 A 2 A 2
1. 31 ペット用療法食の製造	1. 操業開始期限日までに、特別管理動物用飼料のペットフード類のペット用療法食として、またはその他同等の規格で登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI) が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。	A 2

業種	条件	恩典
1.32 現代農業システムのサービス	委員会が同意した、状態探知および追跡システム、関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムのサービスを提供すること。	A 4
1.33 生物化学製品の製造 (Biochemicals)	1. 農産物、農産加工物、バイオマス原料、農産加工物の廃棄物または副産物からの材料を重量の 51%以上使用すること。 2. 混合や稀釈工程のみを有するプロジェクトは奨励しない。 3. 操業開始期限日までに、OECD 化学物質試験ガイドライン、試験番号 301: 易生分解性 (OECD Guidelines for the Testing of Chemical, Test No.301: Ready Biodegradability) など、国際規格に沿った生分解性 (Readily Biodegradability) の試験または認定を取得すること。	A 2

2 類 鉱業、セラミックス、基礎金属

業種	条件	恩典
2.18 対象の潜在的な鉱石の採 鉱、選鉱、製錬、冶金 2.18.1 対象の潜在的な鉱石の 採鉱	1. 投資奨励を申請する前に、採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース (Rare Earth)、貴金属 (Precious Metal)、アルカリ金属 (Alkali Metal)、石英 (Quartz)、カリウム (Potash) などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。（建設業用工業石を除く） 3. 操業開始期限日より 2 年以内に、環境配慮型鉱業 (Green Mining) の認定証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からの社会的責任規格 (CSR-DPIM)、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。	A 2

業種	条件	恩典
2. 18. 2 同プロジェクト内で、対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱	4. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局（DPIM）からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 5. 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 6. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱を行う場合、基礎産業鉱業局（DPIM）が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。 7. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに3 - 5 の条件を満たさなければならない。 1. 投資奨励を申請する前に、採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 採掘許可証のエリア外での選鉱の場合、投資奨励を申請する前に、選鉱許可証を取得しなければならない。 3. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース（Rare Earth）、貴金属（Precious Metal）、アルカリ金属（Alkali Metal）、石英（Quartz）、カリウム（Potash）などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。（建設業用工業石を除く） 4. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業（Green Mining）の認定証、または基礎産業鉱業局（DPIM）からの社会的責任規格（CSR-DPIM）、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。	A 2

業種	条件	恩典
2. 18. 3 同プロジェクト内で、対象の潜在的な鉱石の採鉱および選鉱に続く製錬および／または冶金	5. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局（DPIM）からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 6. 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 7. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱を行う場合、基礎産業鉱業局（DPIM）が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。 8. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに4 - 6 の条件を満たさなければならない。 1. 投資奨励を申請する前に、採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 採掘許可証のエリア外での製錬および／または冶金の場合、投資奨励を申請する前に、製錬および／または冶金許可証を取得しなければならない。 3. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース（Rare Earth）、貴金属（Precious Metal）、アルカリ金属（Alkali Metal）、石英（Quartz）、カリウム（Potash）などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。（建設業用工業石を除く） 4. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業（Green Mining）の認定証、または基礎産業鉱業局（DPIM）からの社会的責任規格（CSR-DPIM）、またはその他の委員会	A 2

業種	条件	恩典
2. 18. 4 対象の潜在的な鉱石の選鉱、製錬、または冶金	が同意した国際規格の認定証を取得すること。 5. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局（DPIM）からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 6. 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 7. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く鉱業を行う場合、基礎産業鉱業局（DPIM）が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。 8. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに4 - 6の条件を満たさなければならない。 1. 投資奨励を申請する前に、製錬許可証、または冶金許可証、または基礎産業鉱業局（DPIM）からのその他の許可証を取得しなければならない。 2. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース（Rare Earth）、貴金属（Precious Metal）、アルカリ金属（Alkali Metal）、石英（Quartz）、カリウム（Potash）などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。（建設業用工業石を除く） 3. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業（Green Mining）の認定証、または基礎産業鉱業局（DPIM）からの社会的責任規格（CSR-DPIM）、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。	A 3

業種	条件	恩典
	4. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局（DPIM）からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 5. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに3 - 4の条件を満たさなければならない。	
2.19 セメントの製造	1. 委員会が同意した、クリーンで環境に優しい技術を使用すること。例えば 1.1 炭素回収と貯留（Carbon Capture and Storage: CCS）技術および／または炭素回収と有効利用（Carbon Capture and Utilization: CCU）技術。 1.2 生産工程に再生可能エネルギーの使用。（太陽電池からの電力を除く） 2. 既存プロジェクトの場合、温室効果ガス排出量を削減することのみがスマートおよび持続可能な産業への底上げ措置下の環境負荷低減の面で恩典申請ができる。	B 1

3類 軽工業

業種	条件	恩典
3.10.3 同プロジェクト内で、ガラス溶解に続く成形工程を有するレンズの製造	医療機器関連法律上で医療機器に該当しないレンズであること。	A 3
3.11.4 医療器具・機器の部品の製造	操業開始期限日までに、ISO 13485、またはその他同等の医療機器規格などの認証を取得すること。	A 4

4類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4. 11. 7 メンテナンスおよび地上支援用機材の製造 (Ground Support Equipment)	1. 旅客輸送サービス用バス (Bus or Passenger Transport Vehicles)、空港手荷物トロリー (Airport Trolley)、ベルト (Aviation Belt)、および貨物用パレット (Air Transport Aviation Freight Pallet) の製造を奨励対象外とする。 2. プロジェクトに部品の成型工程および／またはエンジニアリングデザインを有する場合 3. 委員会が同意した組立工程を有する場合	A 3 A 4
4. 11. 8 人工衛星またはあらゆる宇宙物体用機械部品 (Mechanical Parts) および／または電子部品 (Electronic Parts) の製造		A 2
4. 11. 9 人工衛星および地上局に携わるシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発	衛星プラットフォーム用システムまたはソフトウェア、重量 (Payload) システム、検索システム、宇宙ゴミ (Space Debris) 防止システム、および宇宙航法システムなどのシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発であること。	A 1
4. 11. 10 宇宙輸送サービス (Launching Services) または輸送制御システムの製造		A 1
4. 11. 11 宇宙関連支援	人工衛星および宇宙物体の試験室および／または部品認証などの宇宙支援関連事業であること。	A 2
4. 29 燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicle: FCEV) および燃料電池システム (Fuel Cell System) 用機器の製造		
4. 29. 1 燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicle: FCEV) の製造	燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicle: FCEV) を製造する場合、燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicle:	A 2

業種	条件	恩典
4. 29. 2 燃料電池システム (Fuel Cell System) 用機器の製造	FCEV) の製造プロジェクト、並びに自社または他のメーカーの燃料電池 (Fuel Cell) の製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、水素燃料ステーション (Hydrogen Fueling Station) の開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。	A 2

5 類 電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
5. 4. 12. 5 高密度相互接続 (High Density Interconnect) のプリント基板 (Printed Circuit Board) の製造	委員会が同意した機械投資および製造工程を有すること。	A 2

6 類 化学工業、紙およびプラスチック

業種	条件	恩典
6. 20 水素の製造 6. 20. 1 再生可能エネルギーを用いた水からの水素の製造、同プロジェクトの継続での Green Ammonia などの製造を含む	1. 電気を利用して水を分解する工程 (Electrolysis) を有すること。 2. 生産チェーン全体で二酸化炭素を排出せずに、太陽エネルギーや風力エネルギーなどの再生可能エネルギーで発電した電気を使用すること。	A 1

業種	条件	恩典
6. 20. 2 炭化水素または化石燃料からの水素の製造	炭素回収と貯留（Carbon Capture and Storage: CCS）技術および／または炭素回収と有効利用（Carbon Capture and Utilization: CCU）技術を使用すること。	A 2

7類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典
7. 1. 1. 4 水素による電力または電力およびスチームの製造		A 2
7. 39 バッテリー交換サービスステーション（Battery Swapping Station）	1. 機材および部品調達計画を提出すること。 2. 電気自動車スマートチャージングシステム（EV Smart Charging System）開発計画、または充電システム、充電システムネットワーク管理のための統合型プラットフォームもしくは集中型プラットフォームに連携する計画を提出すること。 3. エネルギー省、首都圏配電公社（MEA）、地方配電公社（PEA）、工業省などの関連機関の基準および安全に関する法規制または規定に従うこと。 4. バッテリーに関しては、第 28 条に基づく恩典が付与されない。	A 3

尚、仏暦 2565 年（2022 年）11 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）11 月 30 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長